

適用拡大登録のご案内

令和 8 年 7 月
農林水産省登録
第20023号

除草剤 **パワーガイザー[®]液剤** イマザモックスアンモニウム塩液剤

令和 8 年 7 月 22 日付けで、以下のとおり適用拡大登録されました。

- 作物名「だいず」の使用時期「出芽直前～3葉期まで(雑草発生始期～2葉期)」及び「えだまめ」の希釈水量が「通常散布50～100L/10a」及び「少量散布25～50L/10a」に変更されました。
- 作物名「だいず」の使用時期「出芽直前～3葉期まで(雑草発生始期～2葉期)」及び「えだまめ」に使用方法「無人航空機による散布」が追加されました。

【変更後：太字下線部（変更する作物のみ抜粋）】

作物名	適用 雑草名	使用時期	使用量		本剤の 使用 回数	使用方法	イマザモックス アンモニウム塩 を含む農薬の 総使用回数
			薬量	希釈水量			
だいず	一年生 雑草	出芽直前～3葉期まで (雑草発生始期～2葉期)	200～ 300 mL/10a	通常散布 50～100L/10a 少量散布 25～50L/10a	1回	雑草茎葉散 布又は全面 土壌散布	2回以内 (畦間処理は 1回以内)
				5.0～100 L/10a		無人航空機 による散布	
		生育期(雑草発生揃期～2葉 期)但し、収穫30日前まで		100L/10a		畦間雑草茎 葉散布	
えだまめ	一年生 広葉 雑草	出芽直前～出芽揃期 (雑草発生始期～発生揃期)		通常散布 50～100L/10a 少量散布 25～50L/10a		雑草茎葉散 布又は全面 土壌散布	1回
				5.0～100 L/10a		無人航空機 による散布	

*** 注意事項が追加及び変更されました。**

【追加事項】

- ・ 無人航空機による散布に当たっては、次の注意を必ず守ること。
 - (ア) 無人マルチローター（ドローン）にて使用すること。
 - (イ) 無人ヘリコプターの使用をさけること。
 - (ウ) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - (エ) 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - (オ) 作業中、薬液が漏れないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
 - (カ) 薬剤散布に使用した装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - (キ) 住宅地、水源池、飲料用水等に影響を与えないよう散布区域を選定し、周辺の諸物件に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
 - (ク) 周辺にだいたえず及びえだまめ以外の作物が栽培されている場合は、飛散によって薬害が生じるおそれがあるので無人航空機による本剤の散布は行わないこと。
 - (ケ) 高温など薬害を生じやすい条件下で使用する場合には、多めの希釈水量を用い、低濃度液を散布すること。
 - (コ) 散布に当たっては、飛散低減ノズルを使用すること。

【変更事項】

- ・ 本剤は皮膚に対して**刺激性**があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- ・ **散布液調製時及び**散布の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- ・ 作業時に着用していた衣服**等**は他のものとは分けて洗濯すること。

その他の使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

——さらに詳しい情報を知りたい方へのお知らせ——

【フリーダイヤル】 ☎0120-014-660 【ホームページ】 <https://crop-protection.basf.co.jp/>

BASFジャパン株式会社

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-4 OVOL日本橋ビル3階 ☎0120-014-660

●情報提供の目的で弊社よりダイレクトメールを発送しております。ご不要の場合はお手数ですがフリーダイヤルまでご一報ください。

®=BASF社の登録商標